

<p>十四条ノ四、第三百三十五条ノ二第一項、第三百三十五条ノ四第一項及び第三百三十五条ノ五</p>	
<p>商法第三百九条ノ三、第三百九条ノ四、第三百十二条第三項、第三百十三條、第三百十四條第一項及び第三項、第三百四條第一項及び第三項ノ規定、資産流動化法第一百三条第一項ニ於テ準用スル商法第三百十九條、第三百二十條第四項、第三百二十五條、第三百二十六條第一項並ニ第三百七十六條第三項及び其準用規定</p>	
<p>資産流動化法第一百一条第七項ニ於テ準用スル商法第三百九条ノ四、第三百十二条第三項、第三百十三條並ニ第三百十四條第一項及び第三項ノ規定、資産流動化法第一百三条第一項ニ於テ準用スル商法第三百十九條、第三百二十條第四項、第三百二十五條及ビ第三百二十六條第一項ノ規定並ニ資産流動化法第一百八條第三項ニ於テ準用スル商法第三百七十六條第三項ノ規定</p>	

	<p>第三百二十五条ノ十六第一項</p>	<p>商法</p>	<p>社債</p>
<p>第三百二十五条ノ十七第一項</p>	<p>同法</p>	<p>特定社債 資産流動化法第百十一条第七項ニ於テ準用スル商法</p>	
<p>第三百二十五条ノ十八</p>	<p>商法</p>	<p>特定社債 資産流動化法第百十二条第一項ニ於テ準用スル商法</p>	
<p>第三百二十五条ノ十八において準用する第三百三十一条第一項</p>	<p>社債権者集会 商法第三百九条ノ三ノ規定ニ依ル許可又ハ同法取締役</p>	<p>特定社債 資産流動化法第百十一条第七項ニ於テ準用スル商法 特定社債ヲ発行シタル特定目的会社又ハ特定社債管理会社</p>	

<p>第二百二十五条ノ十九第一項</p>	<p>商法</p>	<p>資産流動化法第百十三条第一項ニ於テ準用スル商法</p>
<p>第二百二十五条ノ二十第一項</p>	<p>商法 社債管理会社</p>	<p>資産流動化法第百十三条第一項ニ於テ準用スル商法 特定社債管理会社</p>
<p>第二百二十五条ノ二十一</p>	<p>商法第三百七十六条第三項（同法第四百十六条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）</p>	<p>資産流動化法第百十八条第三項ニ於テ準用スル商法第三百七十六条第三項</p>
<p>第二百二十七条ノ二</p>	<p>株式会社及ヒ有限会社ノ清算人ニ同条ノ規定ハ合名会社及ビ合資会社</p>	<p>特定目的会社</p>
<p>第二百二十七条ノ二において準用する第二百三十二条</p>	<p>商法第二百五十八条第二項（同法第二百六十一条第三項及</p>	<p>資産流動化法第百三十条第一項ニ於テ準用スル商法第二百五十八条第二項</p>

<p>ノ四第一項</p>	<p>ビ第二百八十条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)</p> <p>取締役</p>	<p>清算人</p>
<p>第三百二十七条ノ二において準用する第三百三十二条ノ五第一項</p>	<p>商法第七十条ノ二但書第一項(同法第四百七十七条及ビ第二百七十一条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)</p> <p>業務代行者又ハ職務代行者</p>	<p>資産流動化法第三百三十条第一項ニ於テ準用スル商法第二百七十一条ニ於テ準用スル商法第七十条ノ二第一項但書</p> <p>職務代行者</p>
<p>第三百二十七条ノ二において準用する第三百三十二条ノ五第二項</p>	<p>業務代行者又ハ職務代行者</p>	<p>職務代行者</p>
<p>第三百三十八条ノ四</p>	<p>商法第二百五条第四項又ハ其準用規定</p>	<p>資産流動化法第三百三十条第一項ニ於テ準用スル商法第二百五条第四項</p>

<p>第三百二十八条ノ六</p>	<p>商法第四百二十三条第二項又 八其準用規定</p>	<p>資産流動化法第三百三十条第一項ニ於テ準用 スル商法第四百二十三条第二項（資産流動 化法第三百十一条第二項ニ於テ準用スル商 法第四百三十八条第二項ニ於テ準用スル場 合ヲ含ム）</p>
<p>第三百二十八条ノ六におい て準用する第三百三十二条 ノ二第一項</p>	<p>総発起人又ハ総取締役</p>	<p>総清算人</p>
<p>第三百二十八条ノ七第一項</p>	<p>商法第四百二十九条又ハ其準 用規定</p>	<p>資産流動化法第三百三十条第一項ニ於テ準用 スル商法第四百二十九条</p>
<p>第三百二十八条ノ八第二項</p>	<p>商法</p>	<p>資産流動化法第三百三十一条第二項ニ於テ準 用スル商法</p>
<p>第三百二十八条ノ八第二項</p>	<p>取締役</p>	<p>清算人</p>

<p>において準用する第三百三十一條第一項</p>	<p>第三百三十八條ノ九</p>	<p>商法</p>	<p>資産流動化法第三百三十一條第二項ニ於テ準用スル商法</p>
<p>第三百三十八條ノ十第一項</p>	<p>商法</p>	<p>資産流動化法第三百三十一條第二項ニ於テ準用スル商法</p>	
<p>及ヒ同法</p>	<p>並ニ資産流動化法第三百三十一條第二項ニ於テ準用スル商法</p>		
<p>(同法第四百五十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)</p>	<p>及ビ資産流動化法第三百三十一條第二項ニ於テ準用スル商法第四百五十一條ニ於テ準用スル同法第四百五十五條第二項</p>		
<p>第三百三十八條ノ十一</p>	<p>商法第四百五十條第二項(同法第四百五十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)</p>	<p>資産流動化法第三百三十一條第二項ニ於テ準用スル商法第四百五十條第二項又ハ資産流動化法第三百三十一條第二項ニ於テ準用スル</p>	

		<p>商法第四百五十一条ニ於テ準用スル同法第四百五十条第二項</p>
<p>第三百三十八条ノ十二</p>	<p>商法</p>	<p>資産流動化法第三百三十一条第二項ニ於テ準用スル商法</p>
<p>第三百三十八条ノ十二にお いて準用する第三百三十二 条ノ五第二項</p>	<p>業務代行者又ハ職務代行者</p>	<p>清算人</p>
<p>第三百三十八条ノ十三</p>	<p>商法</p>	<p>資産流動化法第三百三十一条第二項ニ於テ準用スル商法</p>
<p>第三百三十八条ノ十四にお いて準用する第三百三十五 条ノ六十二</p>	<p>商法第四百三条ニ於テ準用ス ル破産法第六十六条</p>	<p>資産流動化法第三百三十一条第二項ニ於テ準用スル商法第四百四十四条第四項ニ於テ準用スル同法第四百三条第二項ニ於テ準用スル破産法第六十六条又ハ資産流動化法第</p>

		<p>百三十一条第二項ニ於テ準用スル商法第四百五十六条第二項ニ於テ準用スル破産法第四百六十六条</p>
<p>第三百三十八条ノ十五</p>	<p>及ビ第三百三十五条ノ五十五乃至第三百三十五条ノ六十</p>	<p>、第三百三十五条ノ五十五乃至第三百三十五条ノ五十七、第三百三十五条ノ五十八第一項及ビ第二項本文、第三百三十五条ノ五十九並ニ第三百三十五条ノ六十</p>
<p>第三百三十八条ノ十五において準用する第三百三十五条ノ三十六及び第三百三十五条ノ三十七第一項</p>	<p>商法</p>	<p>資産流動化法第三百三十一条第二項ニ於テ準用スル商法第四百三十三条ニ於テ準用スル同法</p>
<p>第三百三十八条ノ十五において準用する第三百三十五</p>	<p>商法</p>	<p>資産流動化法第三百三十一条第二項ニ於テ準用スル商法第四百五十四条第二項ニ於テ準</p>

<p>条ノ三十八第二項</p>	<p>商法第三百八十六条第一項第 二號</p>	<p>用スル同法</p>
<p>第三百二十八条ノ十五にお いて準用する第三百二十五 条ノ四十</p>	<p>商法第三百八十六条第一項第 三號</p>	<p>資産流動化法第三百一一条第二項ニ於テ準 用スル商法第四百五十二条第一項</p>
<p>第三百二十八条ノ十五にお いて準用する第三百二十五 条ノ四十八</p>	<p>商法第三百八十六条第一項第 六號</p>	<p>資産流動化法第三百一一条第二項ニ於テ準 用スル商法第四百五十四条第一項第三号</p>
<p>第三百二十八条ノ十五にお いて準用する第三百二十五 条ノ四十九</p>	<p>商法第三百八十六条第一項第 七號</p>	<p>資産流動化法第三百一一条第二項ニ於テ準 用スル商法第四百五十四条第一項第四号</p>

<p>第三百二十八条ノ十五にお いて準用する第三百二十五 条ノ五十</p>	<p>商法第三百八十六条第一項第 八号</p>	<p>資産流動化法第三十一条第二項ニ於テ準 用スル商法第四百五十四条第一項第五号</p>
<p>第三百二十八条ノ十五にお いて準用する第三百二十五 条ノ五十八第一項</p>	<p>第三百二十五条ノ三十八</p>	<p>資産流動化法第四十条ニ於テ準用スル第 百三十八条ノ十五ニ於テ準用スル第三百三十 五条ノ三十八第二項</p>
<p>第三百二十八条ノ十五にお いて準用する第三百二十五 条ノ五十九</p>	<p>商法第四百二条</p>	<p>資産流動化法第三十一条第二項ニ於テ準 用スル商法第四百五十五条</p>
<p>第三百二十八条ノ十五にお いて準用する第三百二十五 条ノ六十</p>	<p>第三百三十五条ノ五十八第二項 商法第四百二条</p>	<p>第三百三十五条ノ五十八第二項本文 資産流動化法第三十一条第二項ニ於テ準 用スル商法第四百五十五条</p>
<p>第三百二十九条第四号</p>	<p>、代表取締役若クハ清算人又</p>	<p>又八</p>

	八有限会社ノ取締役、監査役 若クハ	
第二百二十九条第六号	創立總會若クハ株主總會又ハ 有限会社ノ社員總會	社員總會
第二百二十九条第七号	新株発行又ハ資本減少	優先出資ノ発行

(法第四百二十二条の三に規定する政令で定める者)

第二十三条 法第四百二十二条の三に規定する政令で定める者は、営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者として総理府令で定めるものとする。

(著作権の信託に係る契約に付すべき条件)

第二十四条 法第四百二十四条第二項第二号に規定する政令で定める特定資産は、昭和十四年法律第六十七号第一条第三項の規定により著作物の範囲を定める件(昭和十四年勅令第八百三十五号)各号に掲げる著作物の著作権とする(信託会社等(法第三十一条の二第一項に規定する信託会社等をいう。))が著作権に関する仲介業務に関する法律(昭和十四年法律第六十七号。以下この条において「仲介業務法」という。)

第二条の規定による文化庁長官の許可を受けていない場合に限る。）。

2 法第四百四十四条第二項第二号に規定する政令で定める条件は、前項の著作権の管理に係る業務を行わせるため、これを仲介業務法第二条の規定による文化庁長官の許可を受けた者に信託しなければならないこととする。

(資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する法及び証券取引法の規定の読替え)
 第二十五条 法第五十条の四の規定において資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について法
 第五十八条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十八条第一号	業務開始届出、変更届出、第十条第一項の規定による届出、新計画届出又は第十二条第一項の規定による届出に係る届出書若しくは添付書類又は	第五十条の三の規定による届出に係る

第七条第二項の

2 法第一百五十条の四の規定において資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>読み替える証券取引法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第四十一条</p>	<p>有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引</p>	<p>資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引</p>
<p>第四十二条第一項第一号</p>	<p>有価証券の価格又はオプションの対価</p>	<p>資産対応証券の価格</p>
<p>第四十二条第一項第五号</p>	<p>売買の別（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション</p>	<p>売買の別</p>

	<p>取引又は有価証券店頭デリバティブ取引にあつては、売買の別に相当するものとして総理府令で定める事項。次号において同じ。）</p>	
<p>第四十二条の二第一項第一号</p>	<p>有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）</p> <p>顧客（信託会社等が、信託契約に基づいて信託をする者の</p>	<p>資産対応証券</p> <p>顧客（信託会社等が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、資産対応証</p>

第三章 特定目的信託制度

<p>第四十五条第二号</p>	<p>第四十五条第一号</p>	
<p>為</p> <p>第二条第八項各号に掲げる行</p>	<p>有価証券の売買その他の取引 又は有価証券店頭デリバティ ブ取引</p>	<p>計算において、有価証券の売 買等、外国市場証券先物取引 又は有価証券店頭デリバティ ブ取引を行う場合にあつては 、当該信託をする者を含む。 以下この条及び第六十五条の 二第六項において同じ。）</p>
<p>資産対応証券の募集等の取扱い</p>	<p>資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引</p>	<p>券の売買を行う場合にあつては、当該信託 をする者を含む。以下この条において同じ 。）</p>

(特定目的信託の信託財産について準用する法の規定の読替え)

第二十六条 法第六十三條第一項の規定において特定目的信託の受託者となる信託会社等が原委託者から特定目的信託の信託財産として取得する資産について法第五十一条(第四項を除く。)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定 第五十一条第一項	読み替えられる字句 取得	読み替える字句 原委託者から特定目的信託の信託財産として取得
第五十一条第二項及び第三項	取得し、又は所有	原委託者から特定目的信託の信託財産として取得

2 法第六十三條第一項の規定において受託信託会社等が当該特定目的信託の信託財産として取得し、又は所有する資産について法第五十一条(第四項を除く。)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------	-----------	---------

<p>第百五十一条（第四項を除く。）</p>	<p>取得</p>	<p>当該特定目的信託の信託財産として取得</p>
------------------------	-----------	---------------------------

（特定目的信託契約の期間）

第二十七条 第三条の規定は、法第百六十五条第二項に規定する政令で定める特定資産の区分及び政令で定める期間について準用する。

（資産流動化計画の変更届出について準用する法の規定の読替え）

第二十八条 法第百六十六条第二項の規定において同条第一項の規定による届出について法第九条第二項及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九条第二項	特定目的会社	受託信託会社等
第九条第三項	資産流動化計画	資産信託流動化計画

（著作権を特定資産とする特定目的信託契約に付すべき条件）

第二十九条 第二十四条第一項の規定は法第百六十九条第二号に規定する政令で定める特定資産について、

第二十四条第二項の規定は同号に規定する政令で定める条件について、それぞれ準用する。この場合において、第二十四条第一項中「信託会社等」とあるのは、「受託信託会社等」と読み替えるものとする。

(社債的受益権を定める特定目的信託契約に付すべき条件)

第三十条 法第六百六十九条第四号に規定する政令で定める条件は、次に掲げるものとする。

一 あらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権(以下「社債的受益権」という。)について、信託財産の管理又は処分により得られる利益から配当を行う時期及び配当を行う時期ごとの配当額をあらかじめ定めること。

二 前号の配当は、六月ごと又は一年ごとに行うこと。

三 第一号の配当額は、一の社債的受益権ごとに均一とすること。

四 当該社債的受益権の元本の額は変更することなく、当該元本の償還は当該社債的受益権に係る最後の配当を行う時期に一括して行うこと。

五 受託信託会社等は、社債的受益権に係る金銭の分配を行うための資金の借入れ又は費用の負担を行わないこと。

六 第一号の配当又は第四号の償還を行うことができない場合は、特定目的信託を終了させること。

(受益証券について準用する商法の規定の読替え)

第三十一条 法第七十四條第三項の規定において受益証券について商法第二百六條第二項及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百六條第二項及び第三項	会社	受託信託会社等

(受益証券の権利者について準用する商法の規定の読替え)

第三十二条 法第七十五條第二項の規定において受益証券の権利者について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十四條第一項	会社	受託信託会社等
	株主名簿	権利者名簿

(特定目的信託の受益権について準用する商法の規定の読替え)

	株主ノ	受益証券ノ権利者ノ
第二百二十四条ノ二第一 項	会社	受託信託会社等
第二百二十四条ノ二第二 項	本店 会社	受託信託会社等 本店（受託信託会社等ガ金融機関の信託業 務の兼営等に関する法律施行令第二条第二 号乃至第十三号ニ掲グル金融機関ナルトキ 八主タル事務所）
第二百二十四条ノ三第一 項	会社	受託信託会社等
	株主名簿	権利者名簿
第二百二十四条ノ三第四 項	会社	受託信託会社等

第三十二条 法第七十八条第一項の規定において特定目的信託の受益権について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

項	第二百二十六条ノ二第一	第二百九条第一項				第二百八条	第二百七条	第二百三条第二項		第二百三条第二項	読み替える商法の規定
		株券	株主名簿	会社	株主			株主	株主		
株券	株主	株券	株主名簿	会社	株主	株券	会社	株主	株主	株主	読み替える字句
受益証券	受益証券ノ権利者	受益証券	権利者名簿	受託信託会社等	受益証券ノ権利者	受益証券	受託信託会社等	受益証券ノ権利者	受益証券ノ権利者	受益証券ノ権利者	読み替える字句

項 第二百二十六条ノ二第五			項 第二百二十六条ノ二第四			項 第二百二十六条ノ二第三		項 第二百二十六条ノ二第二				
株主	会社	株券	会社	株券	株主	株券	会社	株主二	株主名簿	株券	会社	会社
受益証券ノ権利者	受託信託会社等	受益証券	受託信託会社等	受益証券	受益証券ノ権利者	受益証券	受託信託会社等	受益証券ノ権利者二	権利者名簿	受益証券	受託信託会社等	受託信託会社等

（権利者集会の招集について準用する商法の規定の読替え）

第三十四条 法第八十一条第四項の規定において権利者集会の招集について商法第三百二十条第三項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百二十条第三項	社債権者	受益証券ノ権利者
第三百二十条第四項において準用する第二百三十七条第二項	株主	受益証券ノ権利者

（権利者集会の決議の方法について準用する法の規定の読替え）

第三十五条 法第八十二条第三項の規定において権利者集会の決議の方法について法第六十条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------	-----------	---------

第六十条第一項	特定目的会社	受託信託会社等
	優先出資社員	受益証券の権利者
	社員総会	権利者集会
第六十条第二項	特定目的会社	受託信託会社等
第六十条第三項	優先出資社員	受益証券の権利者

(書面による議決権の行使について準用する商法特例法の規定の読替え)

第三十六条 法第百八十四条第二項の規定において同条第一項の書面による議決権の行使について株式会社

の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。

(第二十一条の三の規定を準用する場合における当該規定(当該規定において準用する商法の規定を含む

)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法特例法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条の三第二項	株主総会	権利者集会

		株主が	受益証券の権利者が
第二十一条の三第三項		株主総会	権利者集会
第二十一条の三第四項	株主		受益証券の権利者
第二十一条の三第六項に おいて準用する商法第二 百三十九条第五項	取締役 総会 本店		受託信託会社等 権利者集会 本店（受託信託会社等が金融機関の信託業 務の兼営等に関する法律施行令第二条第二 号乃至第十三号二掲ぐる金融機関ナルトキ 八主タル事務所）
第二十一条の三第六項に おいて準用する商法第二 百三十九条第六項	株主		受益証券ノ権利者

（権利者集会の決議により定められた者について準用する商法の規定の読替え）

第三十七条 法第八十五条第二項の規定において同条第一項の権利者集会の決議により定められた者について商法第三百九条ノ五の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百九条ノ五	社債権者	受益証券ノ権利者

(権利者集会について準用する商法の規定の読替え)

第三十八条 法第八十八条の規定において権利者集会について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十三条	本店	受託信託会社等ノ本店(受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第二号乃至第十三号二掲グル金融機関ナルトキ八主タル事務所)

<p>第二百三十七条ノ三、第 二百三十九条第二項及び 第二百三十九条ノ二第一 項</p>	株主		受益証券ノ権利者
<p>第二百三十九条ノ二第二 項</p>	株主	受益証券ノ権利者	
<p>第二百二十三條</p>	株式	受益証券	
<p>第二百二十六條</p>	社債権者集会又ハ其ノ招集者	権利者集会ノ招集者	
<p>第二百二十七條第二項</p>	社債募集	受益証券募集	
<p>第二百二十九條第三項</p>	社債権者	受益証券ノ権利者	
<p>第二百二十九條第三項</p>	本店	本店（受託信託会社等ガ金融機関の信託業 務の兼営等に関する法律施行令第二条第二 号乃至第十三号ニ掲グル金融機関ナルトキ	

八主タル事務所)

(書面による決議について準用する法の規定の読替え)

第三十九条 法第百八十九条第三項の規定において書面による決議を行う場合について法第六十三条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十三条第二項	特定社員	受益証券の権利者
第六十三条第四項	取締役 本店	受託信託会社等 本店(当該受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第二号から第十三号までに掲げる金融機関である場合は、主たる事務所)
第六十三条第五項	特定社員及び優先出資社員 特定目的会社	受益証券の権利者 受託信託会社等

(種類権利者集会について準用する法の規定の読替え)

第四十条 法第九十二条の規定において種類権利者集会について法第八十八条の規定を準用する場合における当該規定(当該規定において準用する商法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十八条	、第三百三十三条(代表者・執行者の解任)並びに 同法第三百三十三条中「代表者若八執行者」とあるのは「其ノ決議ニ依リ定メタル執行者」と、同法	並びに 同法
第八十八条において準用する商法第二百四十三	資産の流動化に関する法律第百八十一条第二項	資産の流動化に関する法律第九十二条ニ於テ準用スル同法第百八十一条第二項

条

(代表権利者について準用する商法の規定の読替え)

第四十一条 法第九十八條の規定において代表権利者について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百九条ノ四	社債権者ト	受益証券ノ権利者ト
	社債権者ノ	受益証券ノ権利者ノ
	社債権者集会	権利者集会
第三百九条ノ五	社債権者	受益証券ノ権利者
第三百十一条ノ二第一項	社債権者ニ	受益証券ノ権利者ニ

2 法第九十八條の規定において代表権利者の解任について商法第三百三十三條の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
------------	-----------	---------

第三百三十二条

社債権者集会

権利者集会

(特定信託管理者について準用する商法の規定の読み替え)

第四十一条 法第九十九条第五項の規定において特定信託管理者について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百七十五条ノ一	取締役	受託信託会社等
第二百九十七条ノ三第一項	社債権者	受益証券ノ権利者
第二百九十七条ノ三第二項	社債ノ社債権者	受益証券ノ権利者
第二百九条ノ四	社債権者ト社債権者ノ社債権者集会	受益証券ノ権利者ト受益証券ノ権利者ノ権利者集会

第三百十一条ノ二第一項	社債権者集会	権利者集会
第三百十二条第一項前段	社債権者二	受益証券ノ権利者二
及び第三百十二条	社債権者集会	権利者集会

(計算書類等について準用する商法の規定の読替え)

第四十二条 法第二百二条第二項の規定において同条第一項の書類について商法第二百八十二条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二百八十二条第一項	取締役	受託信託会社等
読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	本店	本店(受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第二号乃至第十三号に掲ぐる金融機関ナルトキハ主たる事務所)

第二百八十二条第二項		支店	支店（受託信託会社等が同令第二条第二号乃至第十三号二掲グル金融機関ナルトキ八主タル事務所以外ノ事務所其ノ他ノ施設（代理店ヲ含ム））
会社	株主		受託信託会社等 受益証券ノ権利者

（利益の特定資産組入れ）

第四十四条 法第二百五条の規定により特定資産の管理又は処分により得られる利益を特定資産とする場合は、当該利益につき課される公租公課を控除するものとする。

（受益証券の権利者の権利の行使に関する利益供与について準用する商法の規定の読替え）

第四十五条 法第二百七条第三項の規定において受益証券の権利者の権利の行使に関する利益供与について商法第二百九十四条ノ二第二項及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

--

読み替える商法の規定	読み替えられる字句		読み替える字句
第二百九十四条ノ二第二	会社	受託信託会社等	
項	株主	受益証券ノ権利者	
第二百九十四条ノ二第三	会社	受託信託会社等	
項			

(反対権利者の買取請求権について準用する商法の規定の読替え)

第四十六条 法第二百十条第四項の規定において同条第一項の受益権の買取りの請求について商法第二百四

十三条ノ三及び第二百四十五条ノ四の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、

次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百四十五条ノ三第一	前条	資産の流動化に関する法律第二百十条第一
項		項
第二百四十五条ノ三第二	株主	受益証券ノ権利者

(特定目的信託契約の変更の承認の決議を行う種類権利者集会について準用する法の規定の読替え)

項	会社	受託信託会社等
第二百四十五条ノ三第三項	株主	受益証券ノ権利者
第二百四十五条ノ三第四項	会社	受託信託会社等
第二百四十五条ノ四	第二百四十五条ノ二 株主 会社	資産の流動化に関する法律第二百十条第一項 受益証券ノ権利者 受託信託会社等
	前条第三項 会社	資産の流動化に関する法律第二百十条第四項ニ於テ準用スル第二百四十五条ノ三第三項

第四十七条 法第二百十一条第二項の規定において同条第一項の承諾の決議を行う種類権利者集会について
 法第二百八条第三項及び第四項並びに第二百十条の規定を準用する場合におけるこれらの規定（当該規定
 において準用する商法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百八条第三項	第一項第一号の場合	特定目的信託契約の変更について承諾の決議を行う種類権利者集会を招集する場合
第二百八条第四項	第一項第一号	第二百十条第一項
第二百十条第一項	第二百八条第一項（第一号の場合に限る。）	第二百十一条第一項
第二百十条第四項及び同項において準用する商法第二百四十五条ノ三第一項	元本持分	利益持分

(受託信託会社等の辞任及び解任について準用する商法の規定の読替え)

第四十八条 法第二百十三条第三項の規定において同条第二項の場合について商法第八十八条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十八条	第八十六条ノ訴 本店	資産の流動化に関する法律第二百十三条第二項ノ請求 受託信託会社等ノ本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第二号乃至第十三号ニ掲グル金融機関ナルトキハ主タル事務所）

(前受託信託会社等が作成した書類について準用する商法の規定の読替え)

第四十九条 法第二百十四条第五項の規定において同条第一項に規定する書類について商法第二百八十二条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百八十二条第二項	会社	受託信託会社等

(特定目的信託契約の解除の請求について準用する商法の規定の読替え)

第五十条 法第二百十六条第二項の規定において同条第一項の請求について商法第八十八条及び第九十条第

二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十八条	本店	受託信託会社等ノ本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第二号乃至第十三号二掲グル金融機関ナルトキ八主タル事務所）
第九十条第二項	会社	受託信託会社等

(特定目的信託契約の終了時について準用する商法の規定の読替え)

第五十一条 法第二百八十二条第三項の規定において同条第一項の場合について商法第二百八十二条第二項の

規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百八十二条第二項	会社	受託信託会社等

(業務の委託について準用する法の規定の読替え)

第五十二条 法第二百二十三条第三項の規定において同条第一項の委託について法第四百四十四条第五項及び

第四百四十六条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百四十四条第五項	特定目的会社	受託信託会社等
第四百四十六条	特定目的会社 第四百四十四条第四項及び第五 項	受託信託会社等 第四百四十四条第五項
	資産流動化計画	資産信託流動化計画

(原委託者が行う受益証券の募集等について準用する法の規定の読替え)

第五十三条 法第二百二十五条第一項の規定において原委託者が行う受益証券の募集等について法第五十条の四の規定を準用する場合における当該規定（当該規定において準用する法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十条の四	その資産対応証券の募集等の取扱い	その受益証券の募集等
第五十条の四において準用する第五十八条	第五十条の三第二項の規定による届出を行った特定譲渡人	第二百二十五条第一項において準用する第五十条の三第二項の規定による届出を行った原委託者

（特定目的信託について準用する非訟事件手続法の規定の読替え）

第五十四条 法第二百二十六条第一項の規定において特定目的信託について非訟事件手続法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える非訟事件手続	読み替えられる字句	読み替える字句
-------------	-----------	---------

法の規定		
第二百二十六条第一項	<p>商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八条、第七十条ノ二第一項但書、第一百七十条ノ二第一項、第一百七十一条第二項、第一百七十二条第二項、第一百七十三条第二項、第二百四十五条ノ三第三項、第二百四十六条第二項、第二百五十八条第二項、第二百六十三条第四項、第二百八十条ノ八第三項、第二百八十条ノ十八第二項及び</p>	<p>資産の流動化に関する法律（以下資産流動化法ト称ス）第二百十条第四項（資産流動化法第二百十一条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル商法第二百四十五条ノ三第三項</p>

第二百八十二条第三項、其準
用規定、同法第一百五十三条第
二項、第七十三条第一項、
第八十一条第一項、第二百
三十七条ノ二、第二百六十条
ノ四第四項、第二百八十条ノ
八第一項、第二百九十一条第
二項、第二百九十三条ノ八第
一項及ビ第二百九十四条、有
限会社法（昭和十三年法律第
七十四号）第八条第一項但書
、第十二条ノ二第一項、第二
十八条ノ二第一項、第四十四

<p>条ノ三第一項、第四十五条及 ビ第五十二条ノ三第一項並ニ 株券等の保管及び振替に關す る法律（昭和五十九年法律第 三十号）第三十二条第七項</p>	<p>会社（親会社（商法第二百十 一条ノ二第一項（有限会社法 第二十四条第一項ニ於テ準用 スル場合ヲ含ム以下本項ニ於 テ之ニ同ジ）ニ規定スル親会 社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ株 主又ハ社員ガ子会社（商法第 二百十一条ノ二第一項ニ規定</p>
<p>受託信託会社等ノ本店（受託信託会社等ガ 金融機關の信託業務の兼営等に關する法律 施行令第二条第二号乃至第十三号ニ掲ゲタ ル金融機關ナルトキハ主タル事務所）ノ所 在地</p>	

	<p>第三百三十二条ノ六第一項</p>
<p>スル子会社ヲ謂フ以下之ニ同 ジ）ノ書類ニ付キ申請ヲ為シ タルトキ八子会社）ノ本店所 在地</p>	<p>商法第二百四十五条ノ三第三 項（同法第三百四十九条第二 項、第三百五十五条第二項（ 同法第三百七十一条第三項ニ 於テ準用スル場合ヲ含ム）、 第三百五十八条第七項、第四 百八条ノ三第二項及ビ第四百 十三条ノ三第七項ニ於テ準用 スル場合ヲ含ム）ノ規定</p>
<p>資産流動化法第二百十条第四項（資産流動 化法第二百十一条ニ於テ準用スル場合ヲ含 ム）ニ於テ準用スル商法第二百四十五条ノ 三第三項ノ規定</p>	

	同法第二百四十五条ノ三第三項	同項
<p>第三百二十二条ノ六第二項</p>	<p>株主</p> <p>商法第三百九条ノ三、第三百九条ノ四、第三百十二条第三項、第三百十三條、第三百十四條第一項及ビ第三項、第三百十九條、第三百二十條第四項、第三百二十五條、第三百三十六條第一項並ニ第三百七十六條第三項及ビ其準用規定</p>	<p>受益証券ノ権利者</p> <p>資産流動化法第九十八條及ビ第九十九條第五項ニ於テ準用スル商法第三百九條ノ四、資産流動化法第九十六條第二項及ビ第九十九條第五項ニ於テ準用スル商法第三百十二條第三項、資産流動化法第九十九條第五項ニ於テ準用スル第三百十三條、九條第五項ニ於テ準用スル第三百十三條、資産流動化法第八十一條第四項（資産流動化法第九十二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル商法第三百二十條第四項、資産流動化法第八十八條（資産流</p>
<p>第三百二十五条ノ十五</p>		

<p>項 第三百二十五条ノ十六第一</p>	
<p>同法第三百十二条第三項</p>	<p>商法 社債ヲ発行シタル会社ノ本店所在地</p>
<p>資産流動化法第九十六条第二項及び第百</p>	<p>資 産 流 動 化 法 第 百 九 十 八 条 及 び 第 百 九 十 九 条 第 五 項 ニ 於 テ 準 用 ス ル 商 法 資 産 流 動 化 法 第 百 九 十 二 条 ニ 於 テ 準 用 ス ル 場 合 ヲ 含 ム ） 並 ニ 資 産 流 動 化 法 第 百 八 十 七 条 第 二 項 （ 資 産 流 動 化 法 第 百 九 十 二 条 ニ 於 テ 準 用 ス ル 場 合 ヲ 含 ム ） 受 託 信 託 会 社 等 ノ 本 店 （ 受 託 信 託 会 社 等 ガ 金 融 機 関 の 信 託 業 務 の 兼 営 等 に 関 ス ル 法 律 施 行 令 第 二 条 第 二 号 乃 至 第 十 三 号 二 掲 ゲ タ ル 金 融 機 関 ナ ル ト キ 八 主 タ ル 事 務 所 ） ノ 所 在 地</p>

<p>項 第三百二十五条ノ十九第一</p>	<p>第三百二十五条ノ十八</p>			
<p>商法</p>	<p>依ル許可又ハ同法 商法第三百九条ノ三ノ規定ニ</p>	<p>請 第三項ノ規定ニ依ル選任ノ申 解任、同法第三百十四條第一 項ノ規定ニ依ル許可又ハ同條</p>	<p>同法第三百十三條</p>	
<p>第九十二条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム） 資産流動化法第八十八条（資産流動化法</p>	<p>含ム）ニ於テ準用スル商法 動化法第九十二条ニ於テ準用スル場合ヲ 資産流動化法第八十一条第四項（資産流</p>	<p>解任</p>	<p>用スル商法第三百十三條 資産流動化法第九十九条第五項ニ於テ準</p>	<p>九十九条第五項ニ於テ準用スル商法第三百 十二条第三項</p>

		二於テ準用スル商法
第二百二十五条ノ二十第一項	商法第三百三十六條第一項	資産流動化法第八十七條第二項（資産流動化法第九十二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）
第二百二十五条ノ二十第二項	許可ノ申請 社債管理会社、代表者又ハ執行者	申立 利害關係人
項	申請	申立

（船舶登記規則等に係る特例）

第五十五条 特定目的信託に係る船舶登記規則（明治三十二年勅令第二百七十号）第一条において準用する不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第一百条ノ五第一項の規定の適用については、同項第一号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又ハ特定信託管理者」とする。

2 特定目的信託に係る社債等登録法施行令第四十九条第一項の規定の適用については、同項第一号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又ハ特定信託管理者」とする。

3 特定目的信託に係る鉱業登録令（昭和二十六年政令第十五号）第六十八条第一項（特定鉱業権関係登録令（昭和五十三年政令第三百八十二号）第二十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項第一号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

4 特定目的信託に係る漁業登録令（昭和二十六年政令第二百九十二号）第五十一条第一項（同令第六十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項第一号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

5 特定目的信託に係る建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五号）第九条において準用する不動産登記法第一百条ノ五第一項の規定の適用については、同項第一号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又ハ特定信託管理者」とする。

6 特定目的信託に係る特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第五十八条第一項（実用新案登録令（昭和三十五政令第四十号）第七条、意匠登録令（昭和三十五年政令第四十一号）第七条及び商標登録令

(昭和三十五年政令第四十二号)第十条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項第二号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

7 特定目的信託に係る著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百三十五号)第三十七条の規定の適用については、同条第二号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

8 特定目的信託に係る回路配置利用権等の登録に関する政令(昭和六十年政令第三百二十六号)第五十五条の規定の適用については、同条第二号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

第四章 雑則

(権限の委任)

第五十六条 (略)

附 則

1 この政令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成十二年十一月三十日)から施行する。

2 改正法附則第二条第一項本文に規定する旧特定目的会社に関する事項については、この政令による改正

前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行令の規定は、なお効力を有する。